

南あわじ市

都市計画マスタープラン

【概要版】



平成23年3月



自然と産業が調和した住み続けたい都市づくり



平成 17 年 1 月 11 日に緑町、西淡町、三原町及び南淡町の合併により誕生した本市は、自然豊かなふるさと資源を活かした『「食」がはぐくむふれあい共生の都市』を市の目指すべき都市像とし、新たなまちづくりを進めてまいりました。

また、平成 22 年 3 月 30 日には、本市を一体の都市として整備、開発及び保全するため、それまでの緑、西淡及び南淡都市計画区域、並びに本市の中心部である三原地域及び緑地域の一部を含めた区域を再編し、灘・沼島地域を除く本市全域が南あわじ都市計画区域として指定されました。

このような背景の下、本市の目指す魅力的な都市づくりを展開すべく、住民の理解と参加のもとでまちづくりを進めるため、本市の都市計画に関する基本的な方針となる南あわじ市都市計画マスタープランを策定しました。

このマスタープランでは、「自然と産業が調和した住み続けたい都市づくり」をテーマに本市の将来都市構造や土地利用の方針、道路・交通や防災など分野別の都市整備の方針を定めております。

都市行政は、都市の将来に向けた重要な施策の一つであるため、策定にあたりましては、上位計画である「南あわじ市総合計画」、「南あわじ都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」などの内容を踏まえ、また、市民アンケート調査や各種団体へのヒアリング調査などを実施してまいりました。

今後は、「自然と産業が調和した住み続けたい都市づくり」を目指し、さらに魅力あるまちづくりに取り組んでまいりますので、市民の皆様におかれましては、より一層のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

最後に、この計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました市民の皆様をはじめ、慎重な審議を賜りました南あわじ市都市計画審議会委員の皆様には厚くお礼申し上げます。

平成 23 年 3 月 南あわじ市長

中田 隼久

■都市計画マスタープランについて 01

- 1. 都市計画マスタープランの位置づけ 01
 - 1) 策定の背景 01
 - 2) 策定の目的 01
 - 3) 役割 01
- 2. 計画の対象と構成 02
 - 1) 計画の対象 02
 - 2) 目標年次 02
 - 3) 策定の流れと構成 02

■将来の都市像 03

- 1. 都市づくりのテーマと基本目標 03
 - 1) 都市づくりのテーマ 03
 - 2) 都市づくりの基本目標 04
- 2. 将来都市構造 05

■全体構想 08

- 1. 土地利用の方針 08
- 2. 都市施設整備の方針 10
 - 1) 交通施設の整備方針 10
 - 2) 公園・緑地の整備方針 12
 - 3) 下水道及び河川・港湾等の整備方針 12
 - 4) その他都市施設の整備方針 15
- 3. 市街地整備の方針 15
- 4. 都市環境形成・自然環境保全の方針 16
 - 1) 都市環境形成の方針 16
 - 2) 自然環境保全の方針 16
 - 3) 都市環境・自然環境のネットワークの方針 16
- 5. 景観形成の方針 18
 - 1) 都市景観形成の方針 18
 - 2) 自然景観保全の方針 18
- 6. 安全・安心のまちづくり方針 18

■地域別構想 21

- 1. 地域区分 21
 - 1) 地域区分の考え方 21
- 2. 地域別の方針 22
 - 1) 緑地域のまちづくりの方針 22
 - 2) 西淡地域のまちづくりの方針 23
 - 3) 三原地域のまちづくりの方針 24
 - 4) 南淡地域のまちづくりの方針 25
 - 5) 灘・沼島地域のまちづくりの方針 26

■実現化方策(都市づくりの進め方) 27

■都市計画マスタープランについて

1. 都市計画マスタープランの位置づけ

1) 策定の背景

南あわじ市では、近年の社会経済情勢の大きな変化や、まちづくり3法(都市計画法、中心市街地活性化法及び大規模小売店舗立地法)の改正、さらに、平成17年の緑町、西淡町、三原町及び南淡町の4町の合併、平成22年の都市計画区域の再編など、南あわじ市の都市計画を取り巻く環境が大きく変化しました。

このような局面に対応し、本市の目指す魅力的な都市づくりを展開すべく、住民の理解と参加のもとで、まちづくりを進めることを目的に、新たな「南あわじ市都市計画マスタープラン」を策定するものです。

2) 策定の目的

南あわじ市都市計画マスタープランは、都市計画の観点から長期的な視点にたって、社会・経済情勢を踏まえるとともに、南あわじ市総合計画や南あわじ都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)など上位・関連計画との整合を図りながら、今後(おおむね20年)の都市計画に関する基本的な方針を定めるものです。

都市計画マスタープランの位置づけ

[都市計画法第18条の2]

(市町村の都市計画に関する基本的な方針)

第18条の2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針(以下この条において「基本方針」という。)を定めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。
- 4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

3) 役割

都市計画マスタープランは、都市計画に係る総合的な計画であり、以下のような役割を持っています。

- まちづくりを進める指針
- 個々の都市計画における相互調整
- 個々の土地利用規制や各種事業の都市計画決定・変更の指針

2. 計画の対象と構成

1) 計画の対象

本来、都市計画マスタープランは、「都市計画区域」を対象としますが、市全域の土地利用方針などを定めることにより、総合的な都市づくりを進めることができることから、本計画は「南あわじ市全域」を対象とします。

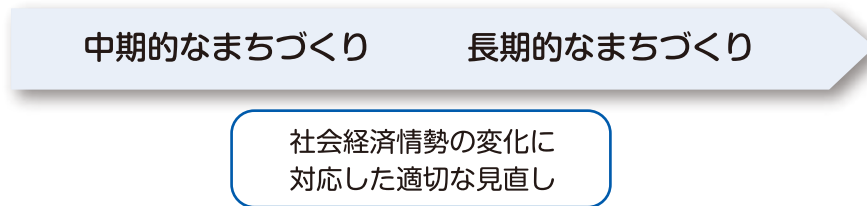
2) 目標年次

県の上位計画である都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）においてはおおむね 20 年後の都市の姿を展望しつつ、目標年次を平成 27 年（2015 年）としたおおむね今後 10 年間の都市計画の基本的方向を定めています。

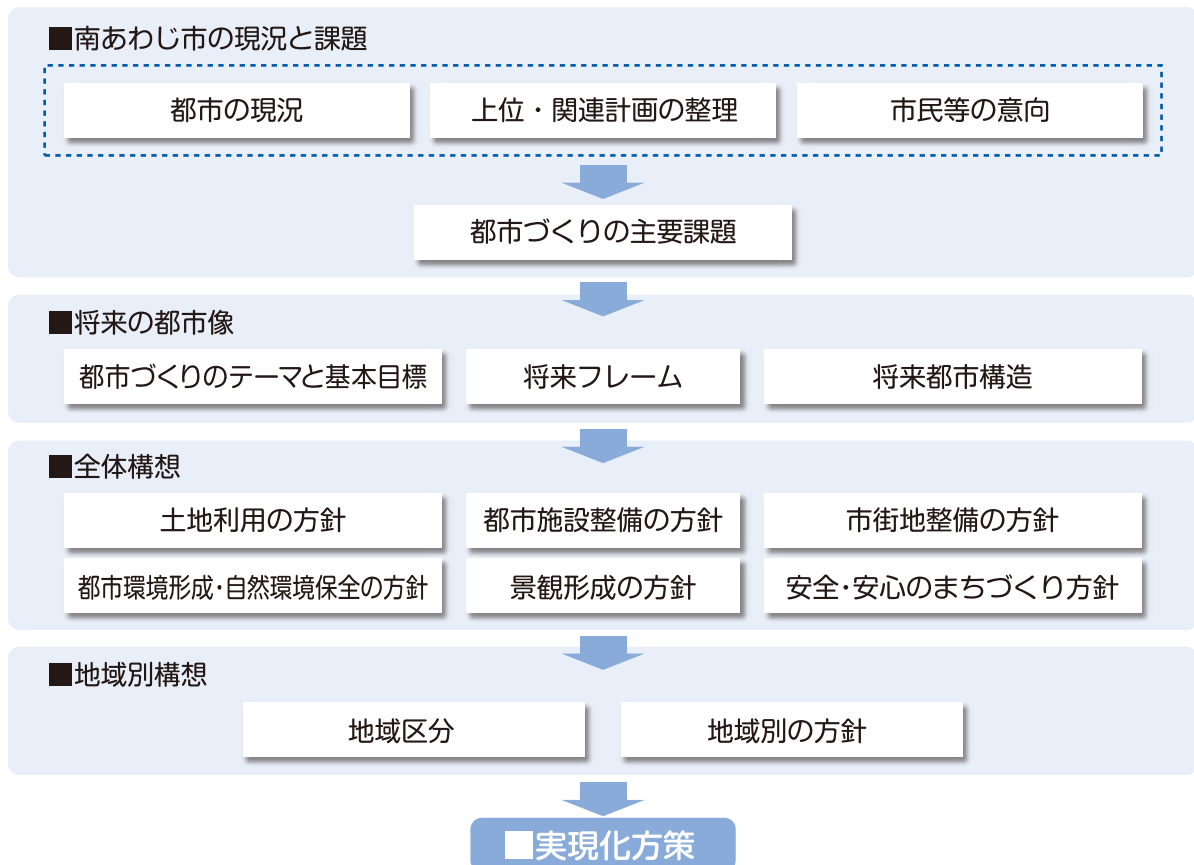
これを踏まえ、本計画においては、策定年次より平成 23 年を計画期間の始期年次とし、目標年次を 10 年後の平成 32 年、長期的な目標年次を 20 年後の平成 42 年とします。

なお、社会経済情勢の変化などにより、必要に応じて見直しを行っていくものとします。

平成23年(2011年) (計画始期) 平成32年(2020年) (目標年次) 平成42年(2030年) (長期的な目標年次)



3) 策定の流れと構成



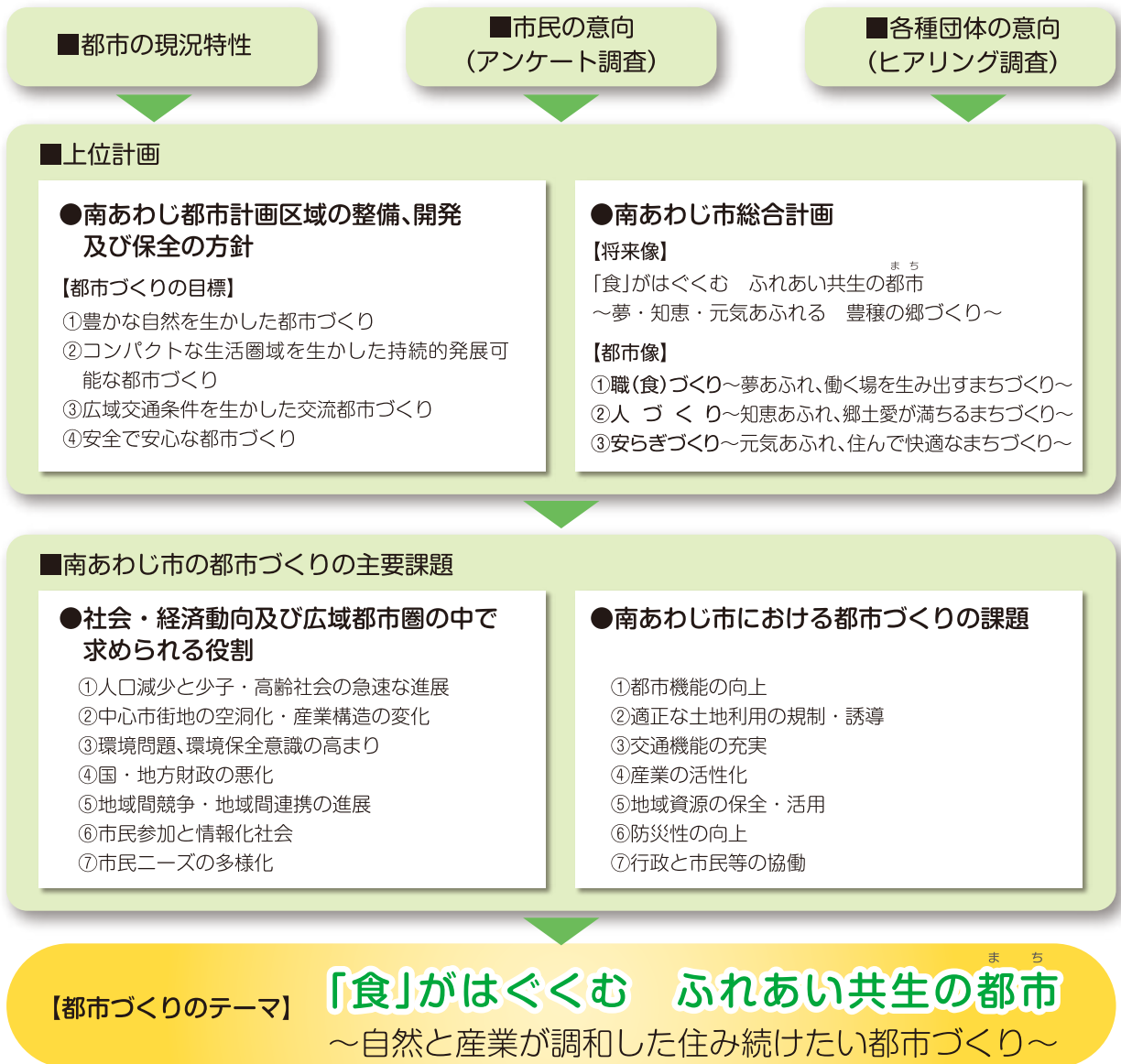
■将来の都市像

1. 都市づくりのテーマと基本目標

1) 都市づくりのテーマ

南あわじ市都市計画マスタープランは、兵庫県が策定する南あわじ都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（南あわじ都市計画区域マスタープラン）や南あわじ市総合計画の目指すべき将来像を実現するために、その一翼を担うものです。そのため、上位計画の理念を踏まえつつ、都市づくりのテーマを次のように設定します。

■都市づくりのテーマと基本目標



南あわじ市は、南は紀伊水道、西は鳴門海峡を経て播磨灘、北西には白砂青松の慶野松原、中心には温暖で肥沃な三原平野が広がり、京阪神への「食」の供給基地として大きな役割を果たしています。また、国生み神話や淡路人形浄瑠璃、淡路瓦など古くからの歴史と文化が息づく都市です。

近年、我が国が拡大型、成長型の社会から成熟型、安定化社会へと向かう中、都市の個性、自立性の確立が重要な課題であり、食を育む豊かな自然環境を守り、独自の歴史・文化を十分に活かしていく必要があります。

そのために、市民、事業者、行政等との協働のもと、山・海・田園などの自然環境を保全しつつ、既存の都市施設の有効活用に努め、自然と産業が調和した持続可能な都市づくりを目指します。

2)都市づくりの基本目標

南あわじ市の目指すべき都市づくりの基本目標を次のように設定します。

(1)利便性が高く機能的で効果的な都市づくり

- ①南あわじ市の顔づくりの推進
- ②地域の実情に応じた個性的できめ細かい地域づくり
- ③都市施設など既存ストックの効果的な活用

(2)計画的な土地利用による快適な都市づくり

- ①都市機能の集積化に向けた適正な土地利用の規制・誘導
- ②生産環境と居住環境が調和した地域の実情に応じた適正な土地利用の規制・誘導
- ③優良農地や自然公園などの山林部、海浜部の維持・保全

(3)市民・来訪者が快適に移動できる都市づくり

- ①道路網の強化による地域間ネットワークの充実
- ②バス・汽船など公共交通の有効利用を図るための交通機能の充実
- ③地域資源を有機的につなげるための情報案内(施設・屋外広告物等)の充実

(4)農・商・工の連携による産業活力の維持・向上に向けた都市づくり

- ①農業・商業・工業・観光産業の有機的な連携の中で一体となった産業振興の推進
- ②工業においては、雇用の場の確保など市全体に活力を与える企業誘致、地場産業の育成
- ③広域的な交通利便性を活かした観光客誘致の取り組みの推進

(5)水と緑の自然、歴史・文化、産業などの地域資源が調和した都市づくり

- ①国生みの歴史と文化を活かした深みのある都市づくり
- ②海や河川などの水、諭鶴羽山や田園などの緑を活かした安らぎと豊かさある都市づくり
- ③地域資源の有機的な連携・PRによる市全体としての魅力の向上

(6)誰もが安全で安心して暮らせる都市づくり

- ①密集市街地の改善や防災施設等の整備推進
- ②都市施設のユニバーサルデザインに配慮した整備を推進
- ③安全で快適な歩行者空間ネットワークの形成

(7)市民・行政・企業など多様な活動主体の協働による都市づくり

- ①地域活動拠点の機能の充実
- ②多様な活動主体が都市づくりに取り組める仕組みづくり
- ③地域間交流による地域拠点間のネットワークの充実

2. 将来都市構造

現在の土地利用や道路交通網、公園や観光・レクリエーション施設の配置などを基に、南あわじ市総合計画や南あわじ都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（南あわじ都市計画区域マスタープラン）などの上位計画等を踏まえて、将来の都市構造を設定します。

【拠点】

人・もの・情報などを集積させ、各拠点の持つべき役割の機能性を高めます。

| 拠点名称 | 位置づけと方針 |
|--------|--|
| 都市拠点 | <ul style="list-style-type: none">○南あわじ市役所(新庁舎)は、市のほぼ中央に位置し、周辺には、警察署などの公共施設も集積していることから、南あわじ市役所(新庁舎)周辺を都市拠点と位置づけます。○都市拠点は、市の中心であり、また、広域的な拠点性も併せもつことから、都市機能の充実や交通機能の強化などにより、都市機能の集積・更新を図ります。 |
| 地域拠点 | <ul style="list-style-type: none">○商業施設などの地域の日常生活機能が多く、比較的、人口が集中している緑庁舎、西淡庁舎、南淡庁舎周辺を地域拠点と位置づけます。○地域拠点は、持続的な居住・経済活動などを支えるため、地域の生活拠点としての環境づくりを効果的に行うなど、地域の特性にふさわしい商業・医療環境の確保・向上を図ります。 |
| 交通拠点 | <ul style="list-style-type: none">○西淡三原インターチェンジ、淡路島南インターチェンジ周辺を、交通拠点として位置づけます。○交通拠点は、市の玄関口にふさわしい魅力的な景観形成や来訪者に対する適切な案内誘導を図ります。 |
| 工業拠点 | <ul style="list-style-type: none">○工業施設が集積した南あわじ市企業団地を工業拠点と位置づけます。○工業拠点は、積極的な企業誘致を進めるとともに、周辺の自然環境への配慮に努めます。 |
| 観光交流拠点 | <ul style="list-style-type: none">○鳴門海峡のうずしお、諭鶴羽山、上立神岩や鞘型褶曲、おのころ神社やおのころ島神社、産業文化センターなどの自然・歴史・文化資源、淡路ファームパークイングランドの丘、淡路ふれあい公園、慶野松原や海水浴場などのレクリエーション資源等は市の重要な観光資源でもあり、それらの資源周辺を観光交流拠点と位置づけます。○観光交流拠点は、資源や地域ごとの特色を活かした拠点づくりを推進します。 |

【連携軸】

道路を中心として、各拠点を結び、人・もの・情報など都市活動に必要な機能を誘導します。

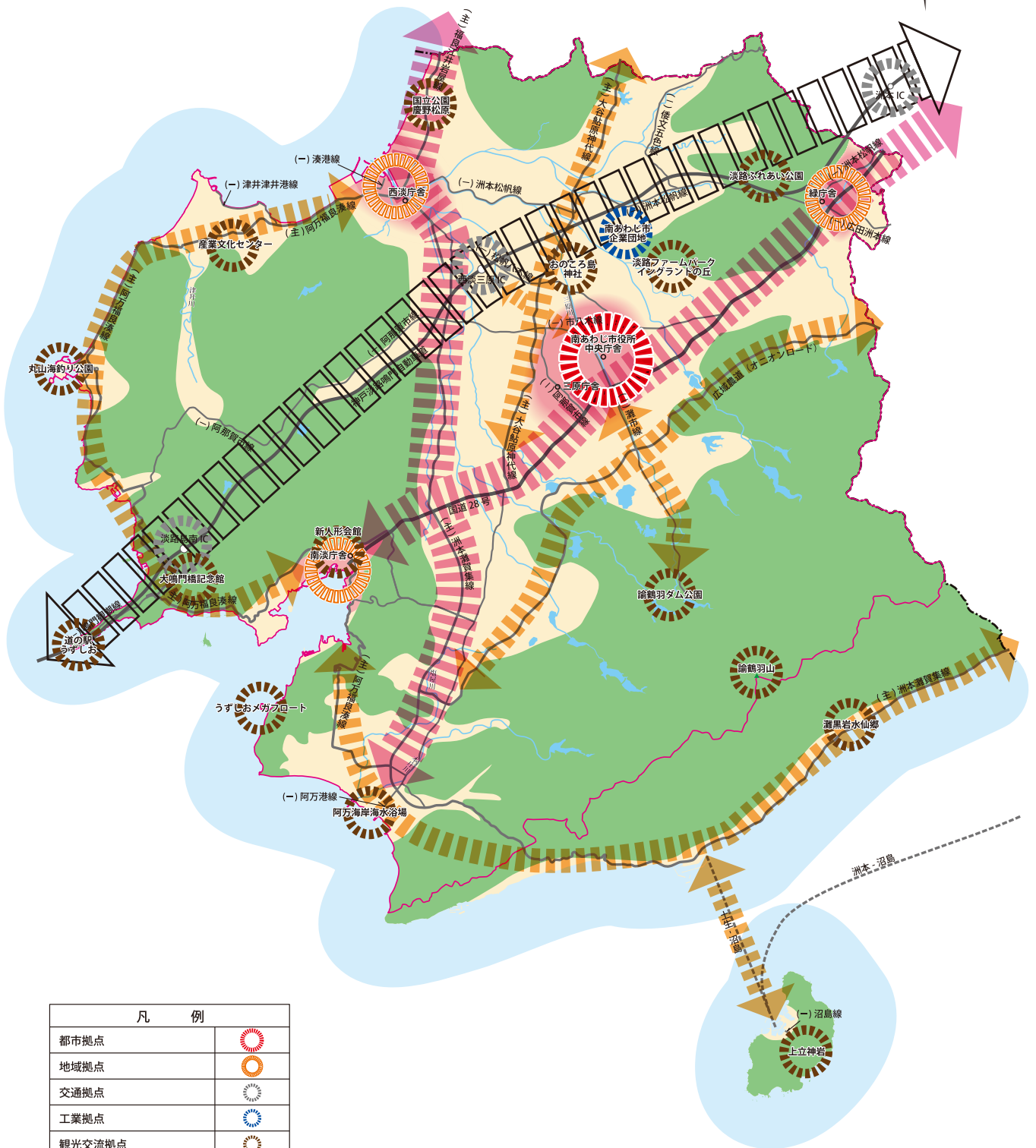
| 軸名称 | 位置づけと方針 |
|-------|--|
| 国土連携軸 | <ul style="list-style-type: none"> ○神戸淡路鳴門自動車道を国土連携軸と位置づけます。 ○国土連携軸は、淡路島と京阪神や四国とのスムーズな連携を図ります。 |
| 広域連携軸 | <ul style="list-style-type: none"> ○国道 28 号、主要地方道福良江井岩屋線、主要地方道洲本灘賀集線を広域連携軸と位置づけます。 ○広域連携軸は、洲本市との広域的な連携強化を図るとともに、市内の地域拠点をつなぐ骨格となる軸としてさらなる連携強化を図ります。 |
| 地域連携軸 | <ul style="list-style-type: none"> ○主要地方道大谷鮎原神代線、主要地方道阿万福良湊線、主要地方道洲本灘賀集線、一般県道松帆八木線、一般県道阿那賀市線、一般県道市八木線、一般県道灘市線、広域農道(オニオンロード)、土生 - 沼島間などを地域連携軸と位置づけます。 ○地域連携軸は、広域連携軸を補完する軸として、市内に点在する観光交流拠点などをつなぎ、地域の連携・交流促進を図ります。 |

【ゾーン】

多様な都市活動に必要な機能が集まる面的な広がりをもつ地域として区分し、土地利用の方向性を示します。

| ゾーン名称 | 位置づけと方針 |
|---------|---|
| 市街地ゾーン | <ul style="list-style-type: none"> ○南あわじ市役所(新庁舎)周辺、緑庁舎・西淡庁舎・南淡庁舎周辺を市街地ゾーンと位置づけます。 ○市街地ゾーンは、既存の都市機能の充実を図るとともに、適正な土地利用の規制・誘導と必要に応じた市街地整備により、良好な市街地の創出を図ります。 |
| 緑住調和ゾーン | <ul style="list-style-type: none"> ○農村集落やその周辺の農地一帯については、集落と農地が共生する緑住調和ゾーンと位置づけます。 ○まとまった優良農地については、南あわじ市の基幹産業の 1 つである農業振興を進めるためにその保全を図ります。 |
| 山林ゾーン | <ul style="list-style-type: none"> ○諭鶴羽山などを含む山林・丘陵地は、山林ゾーンと位置づけます。 ○山林ゾーンは、自然環境の保全に努めるとともに、観光交流拠点を中心に森林の多面的機能を有効的に利活用します。 |
| 海浜ゾーン | <ul style="list-style-type: none"> ○沼島周辺や海岸部一帯を海浜ゾーンと位置づけます。 ○農業とともに南あわじ市の基幹産業の 1 つである漁業振興を進めるために海岸部の環境保全に努めます。 |

将来都市構造図



| 凡 例 | |
|---------|--|
| 都市拠点 | |
| 地域拠点 | |
| 交通拠点 | |
| 工業拠点 | |
| 観光交流拠点 | |
| 国土連携軸 | |
| 広域連携軸 | |
| 地域連携軸 | |
| 市街地ゾーン | |
| 緑住調和ゾーン | |
| 山林ゾーン | |
| 海浜ゾーン | |
| 都市計画区域 | |
| 市界 | |

| 凡 例 | |
|--------|--|
| 広域幹線道路 | |
| 都市幹線道路 | |
| 地域幹線道路 | |
| 地域間航路 | |
| 水面 | |



■全体構想

1. 土地利用の方針

土地利用の区分ごとに、方針を以下に整理します。

■都市的土地利用

| 区分 | 土地利用の方針 |
|--------|--|
| 住宅地 | ○戸建て住宅が多く見られる住宅地周辺においては、周辺の営農環境に配慮しながら、住環境の保全に努めます。 |
| 沿道複合地 | ○沿道サービス施設が多く見られる国道28号、主要地方道福良江井岩屋線及び一般県道市八木線沿道は、周辺の居住環境、営農環境と調和した沿道複合地として、サービス業、飲食店等を適切に誘導し、道路利用者の利便性の向上を図ります。 |
| 商業・業務地 | ○南あわじ市役所(新庁舎)周辺、各庁舎周辺においては、公共公益施設や店舗や事務所などと住宅地との調和を図りながら、地域の中心としての利便性向上と居住環境の保全に努めます。 ○ユニバーサルデザインに配慮した整備を推進し、すべての人が移動しやすい良好な都市環境の形成を図ります。 |
| 内陸工業地 | ○内陸部に点在する工業地は、企業誘致を推進し、地域経済の活性化と雇用の場の創出を図るとともに、周辺の居住環境や営農環境に配慮した土地利用を誘導します。 |
| 臨海工業地 | ○湊地区の瓦工場や福良地区の造船所など臨海部の工業地は、地場産業の振興を図るとともに、周辺の居住環境に配慮した土地利用を誘導します。 |

■自然的土地利用

| 区分 | 土地利用の方針 |
|---------|--|
| 農村環境保全地 | ○まとまった優良農地やほ場整備などの基盤整備を実施した農地では、農業生産環境の維持のために農地の保全を図ります。 ○集落地においては、地区のコミュニティの維持や地域の活性化のための土地利用を誘導します。 ○幹線道路沿道などの市街地に隣接する地域においては、無秩序な市街化を抑制するために、開発許可の適正な運用等により適正な規制・誘導を図ります。 |
| 自然環境保全地 | ○諭鶴羽山などの山林・丘陵地においては、多くの動植物の生息環境を有しているとともに、水源かん養機能及び土砂流出などの防災機能を有しているため、その保全に努めます。 ○登山や自然体験学習の場など山林・丘陵地を交流の場として活用します。 |
| 自然公園区域 | ○瀬戸内海国立公園においては、自然環境や自然景観の保全、森林の育成を図ります。 |

■土地利用方針図



| 凡 例 | |
|---------|--|
| 住宅地 | |
| 沿道複合地 | |
| 商業・業務地 | |
| 内陸工業地 | |
| 臨海工業地 | |
| 農村環境保全地 | |
| 自然環境保全地 | |
| 自然公園区域 | |
| 都市計画区域 | |
| 市界 | |

| 凡 例 | |
|--------|--|
| 広域幹線道路 | |
| 都市幹線道路 | |
| 地域幹線道路 | |
| 地域間航路 | |
| 水面 | |



2. 都市施設整備の方針

1) 交通施設の整備方針

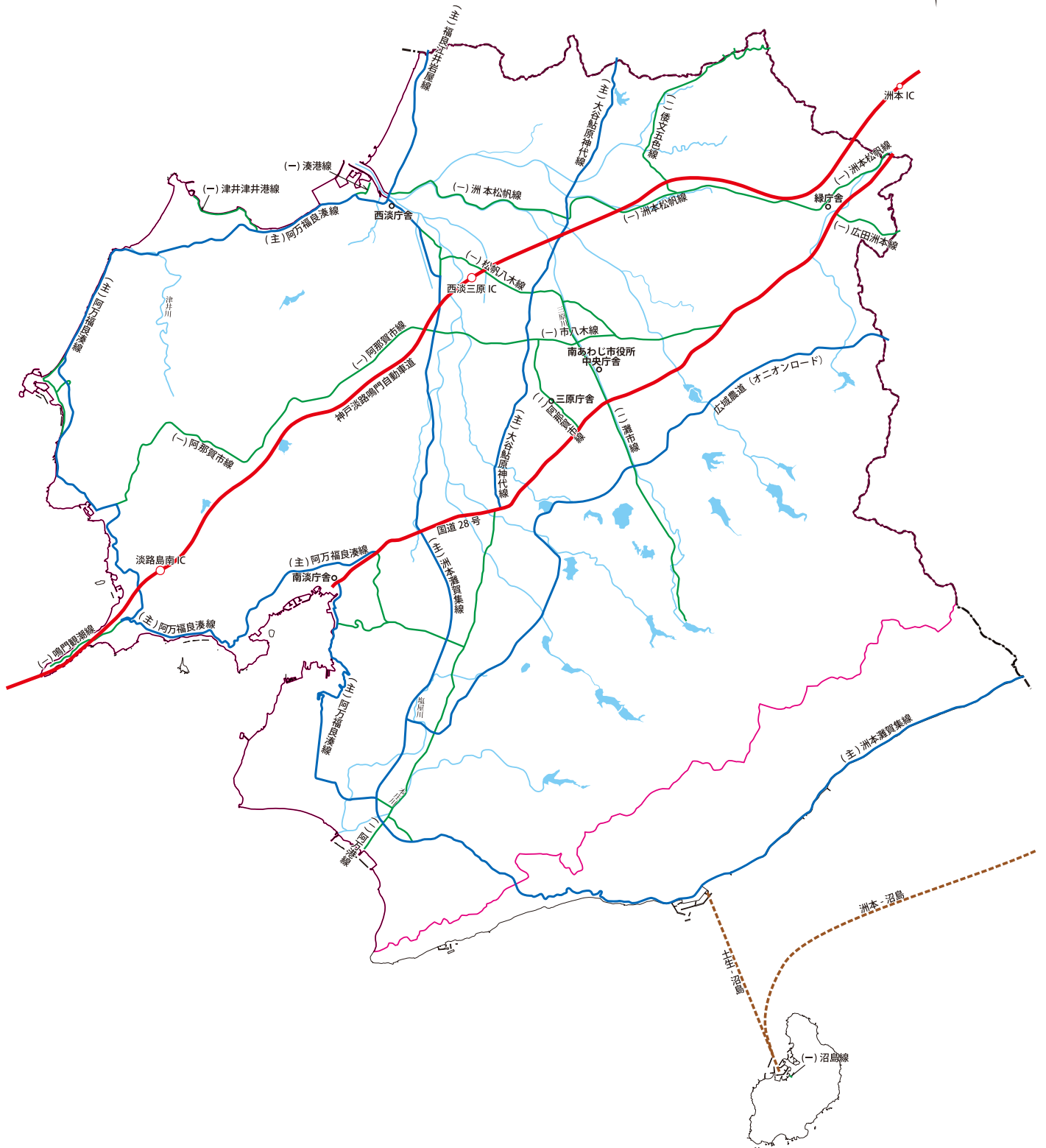
(1) 道路の整備方針

| | |
|-----------|--|
| 広域幹線道路の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ○神戸淡路鳴門自動車道は、南あわじ市と京阪神や四国をつなぐ広域的な広がりを持つ国土連携軸であることから、今後も産業、観光等の広域的な連携の主軸として機能の維持を図ります。 ○国道28号は、広域連携軸であり、交通機能の向上を図るとともに、必要に応じて交差点整備など歩行者空間の改善を促進します。 |
| 都市幹線道路の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ○主要地方道大谷鮎原神代線、阿万福良湊線、福良江井岩屋線等は、南あわじ市と洲本市や地域拠点等の各拠点間をつなぐ路線であり、道路拡幅、歩道の設置等の整備を推進し、アクセス性の向上と歩行者の安全性の確保による拠点間の連携強化を促進します。 ○広域農道(オニオンロード)は、農産物等の輸送ルートであるとともに、災害時の緊急輸送路としても重要な役割を持つことから、未整備区間においては整備の促進を図ります。 |
| 地域幹線道路の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ○一般県道などは、広域幹線道路や都市幹線道路を補完する地域幹線道路として、交通機能の強化や歩行者の安全性の確保に努めます。 |
| 生活道路の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ○生活道路及び都市計画道路については、近年の社会情勢を勘案しながら、地域の実情を踏まえた上で、県や住民とともに路線ごとの必要性を検討しながら整備を進めます。 |
| 橋梁の長寿命化 | <ul style="list-style-type: none"> ○市道に架かる老朽化の進む橋梁について、安全性と信頼性を確保した継続的な利用を図るため、南あわじ市橋梁長寿命化計画に基づき効率的・効果的な道路橋の維持管理を行います。 |

(2) 公共交通の整備方針

| | |
|----------------|--|
| 高速バスの利用環境の向上 | <ul style="list-style-type: none"> ○京阪神への通勤・通学など市民の日常生活の移動手段としての利便性の向上に向けた取り組みを進めていきます。 ○南あわじ市の観光地としての魅力を最大限に活かすため、観光客の回遊性を高めながら滞在時間が拡大されるような取り組みを進めていきます。 |
| 地域路線バスの運行継続の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者や障がい者などすべての人が利用しやすい交通移動手段の確保を目指し、洲本市、淡路市と連携しながら地域路線バスの運行確保に努めます。 ○コミュニティバス「らん・らんバス」は、利用者の意見や地域住民の意向、また利用状況を分析・検証しながら、地域公共交通会議にて協議を行い、病院・買物・公共施設などへの移動の利便性をより高めるとともに、さらなる交通不便地域の解消に努めます。 |
| 汽船の運航継続の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ○沼島へのアクセスとなる離島航路を運航している汽船は、沼島島民の重要な生活の移動手段であるとともに、沼島を訪れる観光客にとっても欠かすことのできない交通手段であることから、汽船の健全な経営改善を図りながら今後も引き続き安定的な運航の確保に努めます。 |

交通網の方針図



| 凡 例 | |
|--------|--|
| 広域幹線道路 | |
| 都市幹線道路 | |
| 地域幹線道路 | |
| 地域間航路 | |
| 都市計画区域 | |
| 市界 | |

500m 0 500 1000 1500 2000

2)公園・緑地の整備方針

| | |
|--------------|---|
| 都市基幹公園の整備 | ○淡路ふれあい公園は、運動施設、遊戯施設など多くのレクリエーション施設を有し、市民や市外からの来訪者にも多く利用されており、今後は、レクリエーション機能の充実や広域の防災拠点としての防災機能の強化を図ります。 |
| 住区基幹公園の整備 | ○街区公園は南淡地域に多くあることから、今後は、自然緑地や地域のバランスに配慮しながら、市民が身近に利用できる街区公園等の住区基幹公園の適正な配置に努めます。 |
| 特色ある公園・緑地の整備 | ○広田梅林ふれあい公園は、梅の名所として知られており、2月～3月の梅花、3月～4月の桜の季節には、多くの来訪者が訪れますが、大型バスの進入ができないことや駐車場が十分でないことから、今後は、駐車場の確保など受け入れ体制の整備を検討します。 ○大見山に位置する若人の広場は、市民に開放する施設としての再整備を今後、県とともに検討していきます。 |
| 身近な公園・広場の整備 | ○市街地や集落地などにあるコミュニティパークなどの身近な公園・広場は、都市公園以外の身近な公園として、子どもから高齢者まで気軽に集えるような広場の整備を推進します。 ○緑の道しるべは、南あわじ市の歴史や文化を感じることができるモニュメントなどが見られることから、今後も地域の文化や歴史を伝える特徴的な公園として適正な維持・管理に努めます。 |
| 自然公園の整備 | ○諭鶴羽山などの瀬戸内海国立公園は、貴重な動植物の生息地として自然環境の保全を図るとともに、自然探勝、展望、散策など自然とのふれあいの場として活用を図ります。 |

3)下水道及び河川・港湾等の整備方針

(1)下水道の整備方針

| | |
|------------------|--|
| 公共下水道の整備 | ○南あわじ市においては、下水道の接続率が低いことから、生活環境の向上、河川等の水質保全のためにも、引き続き公共下水道の整備を推進するとともに、公共下水道への接続を促進するため戸別訪問や広報活動に努めます。 |
| 集落地等における下水道施設の整備 | ○農業・漁業集落排水、コミュニティプラントの整備が進んでいる集落地等では、農業用排水路の水質保全と生活環境の改善、水質浄化対策を図るため、施設の適切な維持管理に努めるとともに、下水道への接続を促進します。 |

(2)河川・港湾等の整備方針

| | |
|-----------------|--|
| 主要河川の整備 | ○三原川などの護岸整備や入貫川、孫太川及び倭文川などの排水機場の整備などを推進し、治水安全性の向上を図ります。 |
| 多自然川づくり | ○河川の改修にあたっては、河川の安全面の整備とあわせて、多自然型工法の導入などによる生態系や親水性に配慮した多自然川づくりを推進するなど、人と自然が共存する河川整備を図ります。 |
| 港湾機能の充実と海岸環境の整備 | ○福良港の護岸整備等による港湾機能の充実や湊・津井海岸の消波堤の整備など高潮対策や浸食対策などを行い、市民の安全性の向上を図ります。 |